

北綱島小学校いじめ防止対策方針

平成29年3月改定

第一章 いじめの防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日法律第71号）にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

3 いじめ防止に向けた基本方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子ども会議を受けて北綱会議の話し合いなどから、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう学校全体が組織的に対応し、保護者、地域や「学校運営協議会」などと連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、子どもに対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて子ども一人ひとりの状況の把握に努める。

第二章 いじめ対策の組織

1 いじめ防止対策方針検討委員会

- (1) 組 織 「人権・福祉・キャリア委員会」が兼ねる。
- (2) 任 務
 - ① 北綱島小学校いじめ対策方針の立案、検討、提案
 - ② PDCAサイクルに基づく、本方針の見直し、改訂

2 いじめ防止対策推進委員会

(1) 組織

企画会が兼ね、校長 副校長 児童支援専任 主幹教諭 学年主任、必要に応じて養護教諭、その他の職員、学校カウンセラーやS S Wの参加を求める。

(2) 任務

- ① いじめ防止対策方針検討委員会が作成した本校いじめ対策方針案及び年間計画の協議検討
- ② 本校で生じているいじめ及び対応の進捗状況について関係者等と情報を共有し、いじめ解決のための対策を検討するとともに組織的に実施する。

3 いじめ解決ケース支援チーム

(1) 目的

担任の指導だけでは解決が難しいと校長・副校長が判断した場合には、ケース支援チームを立ち上げ、担当主幹教諭を中心に解決に当たる。

○「いじめ解決ケース支援チーム」立ち上げ判断の基準

- ・被害者が身体的または、精神的に危機的な状態になっている。なる可能性がある。
- ・個人的なトラブルを超えて、集団による本人への無視、侮辱、暴力、器物への加害などが繰り返されている。

(2) 組織

○担当主幹教諭(ケース責任者) 学年主任 当該担任 児童支援専任 同学年担任

○校長、副校長は必要に応じて参加する。

○いじめ解決ケースカードを作成し、チームの構成を確認する

(3) 期間

校長・副校長の決定により構成され、事態が解消したと認められたときに、校長決済により解消する。

第三章 年間計画 職員、児童、保護者、地域との連携

1 いじめ防止対策 活動計画

(1) 児童の活動

- ・いじめ調査アンケート(全市共通)
- ・いじめ問題相談週間(あのねタイム)
- ・横浜プログラム実施(年2回)
- ・人権週間に向けて北綱会議

(2) 職員の活動

- ・職員いじめ対策研修
- ・ロールプレイング研修
- ・全校いじめ防止相談週間の実施
- ・いじめアンケート集約調査
- ・次年度いじめ防止対策方針検討【人権福祉キャリア委員会】

2 家庭・地域との連携

- (1) 学校説明会などで、本方針を示すとともに、PTA役員会、PTA運営委員会を通して、情報交換をしたり、協力関係をつくったりする。
- (2) 学校運営協議会において、本方針を示し、意見を受けるとともに、地域目で見えた子供たちの様子などについて情報を共有できるようにする。
- (3) 学校評価にて、いじめ対策についての評価を受ける。

第四章 いじめの防止

1 いじめの生じにくい、学校、学級づくり

- (1) 善悪の判断を「思いやりの心」に立ち返って考えるように指導する。

思いやりの心 三か条

- 1 自分がされてうれしいことは、進んでしましょう。
- 2 自分がされていやなことはしないようにしましょう。
- 3 知恵と勇気で問題解決！

- (2) あたりまえのことがあたりまえにできることを学校生活の基本として定着させる。

北綱っ子 三か条

- 1 北綱っ子は進んであいさつをします。
- 2 北綱っ子は、時間をきちんと守ります。
- 3 北綱っ子は、人の話をしっかり聞きます。

- (3) きたつなハンドブック・指導上の確認事項（北綱スタンダード教師版）の実践により、教師としての指導力を身につける。

第五章 いじめの早期発見

1 いじめの早期発見方法（あらゆる方法を使って、いじめの兆候を発見するように努める。）

- 本人の訴え ・本人の困り感をしっかりと受け止める。
- 保護者の訴え ・誠心誠意調査して対応する。
- 担任や養護教諭 ・一人でいることが多い、保健室のリピーターになるなどの心身の変化から心の内を聴きとれるようにする。
- アンケート ・無記名だが、その内容から追求していく。
- 先生あのねタイム ・週間を設けて、担任に相談できる期間を設定をする。

第六章 いじめ解決におけた対応

1 いじめ解決指導の基本

<いじめ解決についての考え方>

本校の基本スタンス 「いじめられる子」も「いじめる子」も救う。

- ・「いじめられる子」に第一に寄り添う。そして、「いじめる子」の心の分析を進め、いじめる子が行った行為に及んだ要因を明らかにして、「いじめる子」も「いじめられる子」も救っていく。

2 いじめ解決指導の基本的な手順

- ① いじめられている子からの訴えを聴くとともに心のケアをする。
- ② いじめている子に事実を確認する
- ③ 理由のいかんにかかわらず、いじめに陥っている行為が人権侵害であることをいじめの子に自覚させる。
- ④ いじめ行為に陥っている自分の心の状態のふりかえりをしっかりさせる。
- ⑤ やってしまったことを振り返り、いじめ行為に陥っている要因から抜け出せるよう指導する。
- ⑥ いじめの子の間でできているいじめの構造を解明する。
- ⑦ いじめられている子といじめている子のコミュニケーションの場を保証し、ともに成長できるようにする。

3 いじめ解決の取組

- 全教科、領域を通して、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。

第七章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

- 法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 学校は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

2 重大事態の報告

- 学校は、「重大事態」と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。
- 「重大事態」に対処し、同種の事態の発生のため、速やかに組織を設け、関係者へ質問票の使用や聞き取り等で事実関係を明確にするための調査を行う。
- 調査を行ったときは、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、「重大事態」の事実関係等の必要情報を適切に提供する。